

## 非常災害時における阪南市立図書館の運営（臨時休館等）について

### 1 対象施設

阪南市立図書館（自動車文庫を含む）

### 2 運営（対応）基準

災害の種類	警報の発令状況等	図書館の運営(対応)
地震	南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されたとき	情報内容により休館および自動車文庫運休することがある。
	市域で震度5以上の地震が発生したとき	休館する。自動車文庫も運休する。
台風・大雨・その他の災害	阪南市に「暴風警報」または「特別警報」が発表されているとき	状況により休館することがある。 正午の時点で警報が解除されていない場合は、自動車文庫は運休する。 ※「暴風警報」「特別警報」が解除され、施設の安全が確保された後、すみやかに開館する。ただし、本館の閉館時間の2時間前を経過しても警報が解除されないときには、その日は休館とする。
	市の全域にわたって風水害が発生する恐れがあるとき または図書館もしくはその周辺地域における風水害による被害が特に甚大であると予想されるとき	休館する。自動車文庫も運休する。
	南海本線の計画運休が発表されたとき	
	その他災害により図書館及び周辺に相当の被害が発生する恐れがあると予想されるとき	
	主催事業（おはなし会等）の開始2時間前に「暴風警報」・「特別警報」のいずれかが阪南市に発表されているとき ※開始2時間前から終了時まで上記の警戒が発表されたときも同様	主催事業を中止または延期する。
	主催事業（おはなし会等）の開始2時間前に「大雨警報（浸水害）」・「大雨警報（土砂災害）」・「大雨特別警報（土砂災害）」のうち1つ以上が阪南市に発表されているとき ※開始2時間前から終了時まで上記の警戒が発表されたときも同様	状況により主催事業を中止または延期することがある。
その他災害等のために事業を実施することが適当でないと認められるとき		

### 3 施行年月日 令和元年7月9日